

# 「事業継続力強化計画」の認定制度とは

～BCPの第一歩目として取り組んでみましょう～

令和3年2月5日

経済産業省北海道経済産業局

中小企業課

# 自然災害により事業停止に追い込まれる可能性を無視できなくなっています

～災害による被害と近い未来に発生が見込まれる災害～

## 2018/7：平成30年豪雨(西日本)

2万人超が避難、インフラも停止  
総被害額約1兆940億円\*1  
中小企業被害額4,738億円\*5



出所：国土交通省「平成30年7月豪雨における被害額の概要」

## 2020/7： 令和2年7月豪雨 (熊本県ほか)

## 2019/10： 台風19号

## 2019/8：九州北部豪雨

## 2016/4：熊本地震

震度7が2回発生し、多くの余震が生じた  
熊本・大分県での被害額2.4-4.6兆円\*7  
中小企業被害額1,600億円\*7

## 2011/3/11：東日本大震災

日本周辺における観測史上最大の地震  
津波による死者1.5万人  
被害総額約16兆9000億円\*6

## 2019/8：台風15号

## 2018/9：北海道胆振東部地震

北海道全域で停電  
総被害額約2,320億円\*3  
中小企業被害額42億円\*5



出所：国土交通省「平成30年北海道胆振東部地震に係る復旧・復興等の状況」

## 20XX/XX：南海トラフ地震

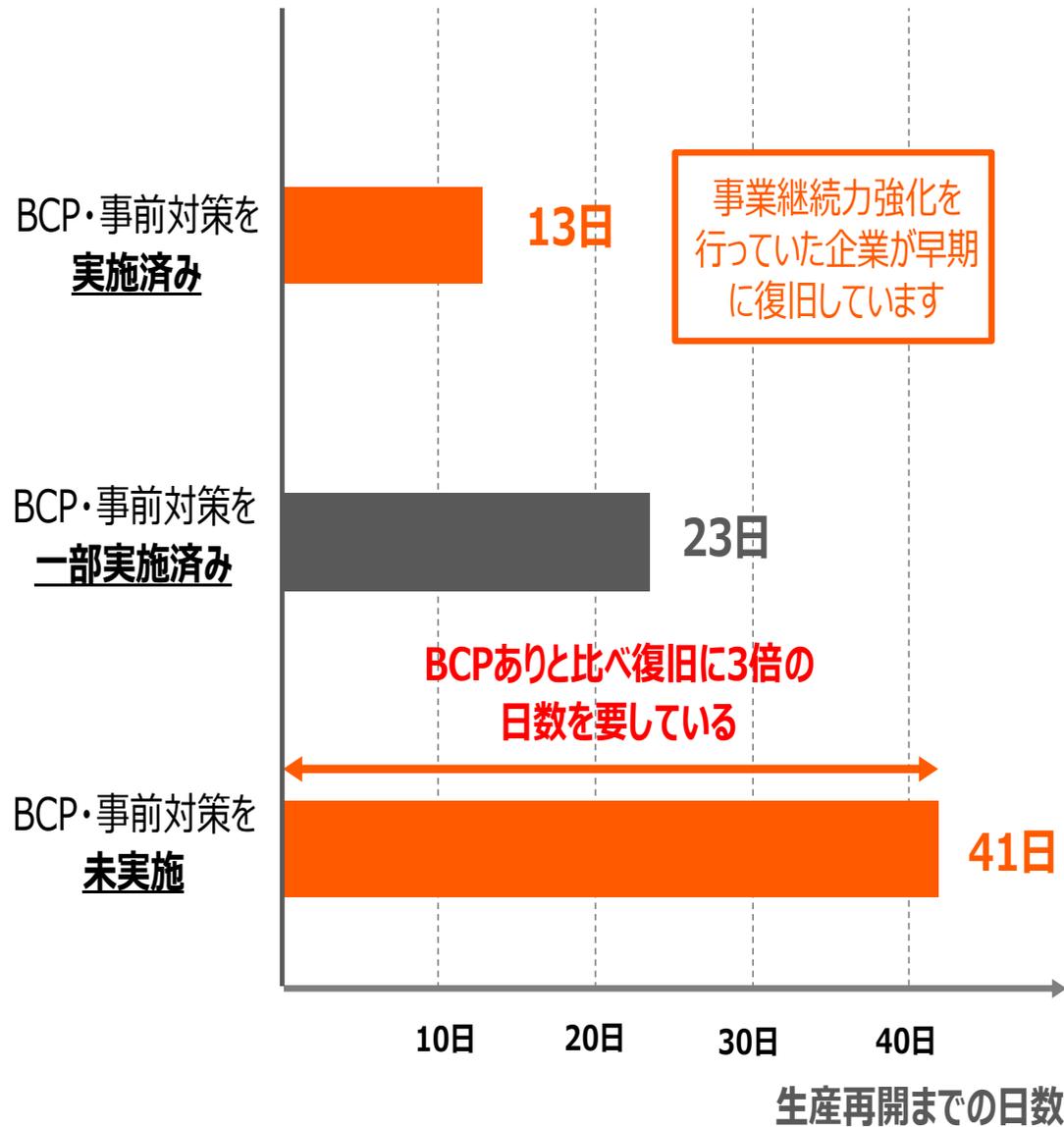
今後30年以内に80%の確率で  
発生が見込まれる  
建物等の被害や経済への影響は  
最大約220兆円

## 20XX/XX：首都直下地震

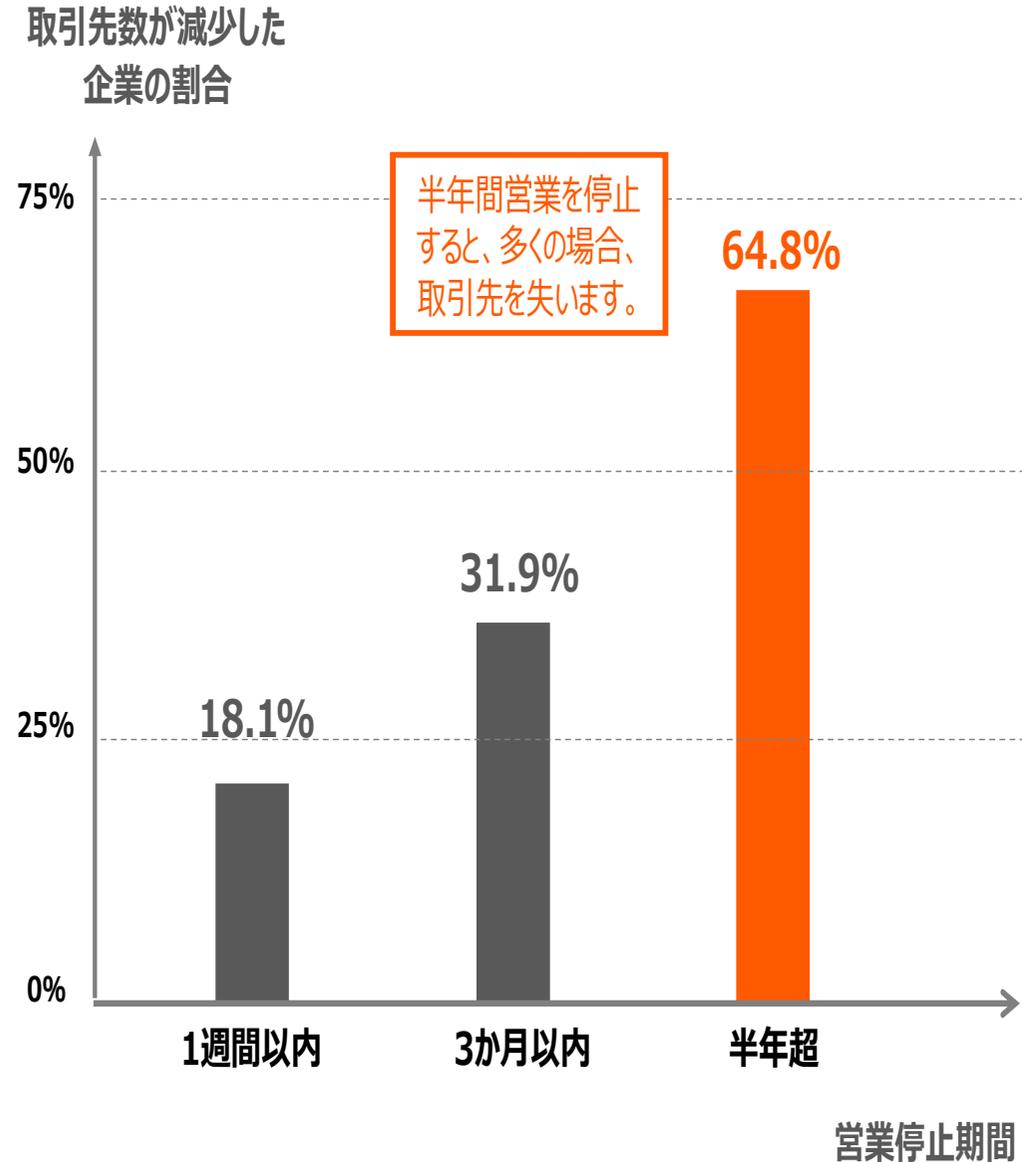
今後30年以内に70%の確率で  
発生が見込まれる  
建物等の被害や経済への影響は  
最大約108兆円

出所  
\*1：国土交通省「平成30年7月豪雨における被害額の概要」  
\*2：SMBC日興証券試算  
\*3：北海道「北海道胆振東部地震被害の概要」  
\*4：農林水産省「平成30年台風第21号による被害状況」  
\*5：中小企業庁「中小企業白書2019」  
\*6：ロイター通信「東日本大震災の被害総額は約16兆9000億円、内閣府が推計」  
\*7：内閣府政策統括官「平成28年熊本地震の影響試算について」

## 「事前の備えの有無」が、 復旧時間に大きな違いをもたらします



## 「事業再開の遅れ」は、 取引先数の減少を引き起こします



# 「事前対策」の取組事例

## 目的の設定

### 建設業

従業員数：  
193名



- ・従業員とその家族の安全を確保し、二次被害を回避するとともに、従業員の雇用を確保することを目的とする。
- ・この目的を掲げることにより、取引先等からの信用の向上にもつなげる。

## 情報のバックアップ

### 機械製造業

従業員数：  
12名



- ・設計図面などについて、遠方のグループ会社に常時バックアップ保管。
- ・遠隔地の同業者と代替生産協定を締結。平時からも、双方の生産・技術協力などを実施。

## 受電設備等の高所配置

### 生花店

従業員数：  
5名



- ・過去の水害を踏まえ、冷蔵庫用の電気設備を高所に配置。
- ・豪雨により店舗は浸水したが、電気設備は被害を受けず、早期に営業再開できた。

## リスクファイナンスの取組

### 食品加工業

従業員数：  
197名



- ・地震保険にあらかじめ加入。
- ・津波で大きな被害を受けたが、保険で復旧費用を確保。
- ・安心して従業員が働ける環境が、新入社員確保にもプラスに作用。

## 協力体制の構築

### プレス加工業

従業員数：  
26名



- ・遠隔地の同業者と代替生産体制を構築。
- ・自社被災時には、重要な金型を持ち込み、提携先での生産を可能に。
- ・費用等の負担も小さくなく、実効性を確保。

## 実効性の確保

### 電気工事業

従業員数：  
24名



- ・従業員向け訓練を実施(年1回)。
- ・若手社員向け研修時(月1回)に、防災教育を合わせて実施。
- ・地震発生時には、従業員の安否確認や顧客被害状況の把握を滞りなく実施。

# 中小企業強靱化法（2019年7月16日施行）の概要

- 各地で自然災害が頻発する中、事前の備えの有無が企業経営を左右する。
- 低利融資や税制優遇など様々な角度から、中小企業の事業継続力強化を支援。

## 1. 中小企業の防災・減災対策の強化（中小企業等経営強化法の改正）

### （1）国による基本方針の策定

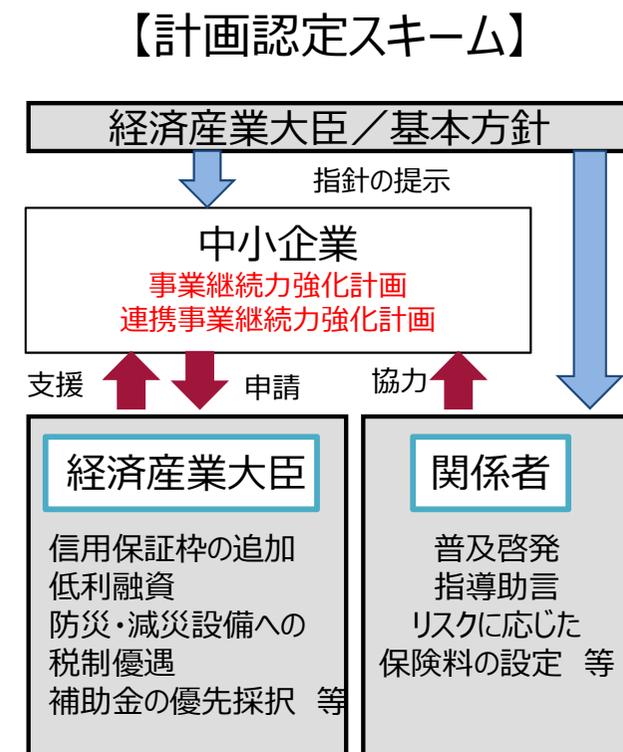
- ① 中小企業が行う事前対策の内容
- ② 中小企業を取り巻く関係者※に期待される協力

（※）サプライチェーンの親事業者（大企業）、金融機関、保険会社、地方公共団体、商工会・商工会議所、中小企業団体中央会

### （2）経産大臣による防災・減災対策に関する計画の認定、支援措置

- ① 中小企業が単独で行う「事業継続力強化計画」
- ② 複数の中小企業が連携して行う「連携事業継続力強化計画」

### （3）関係者による協力（助言、研修、情報の提供その他）

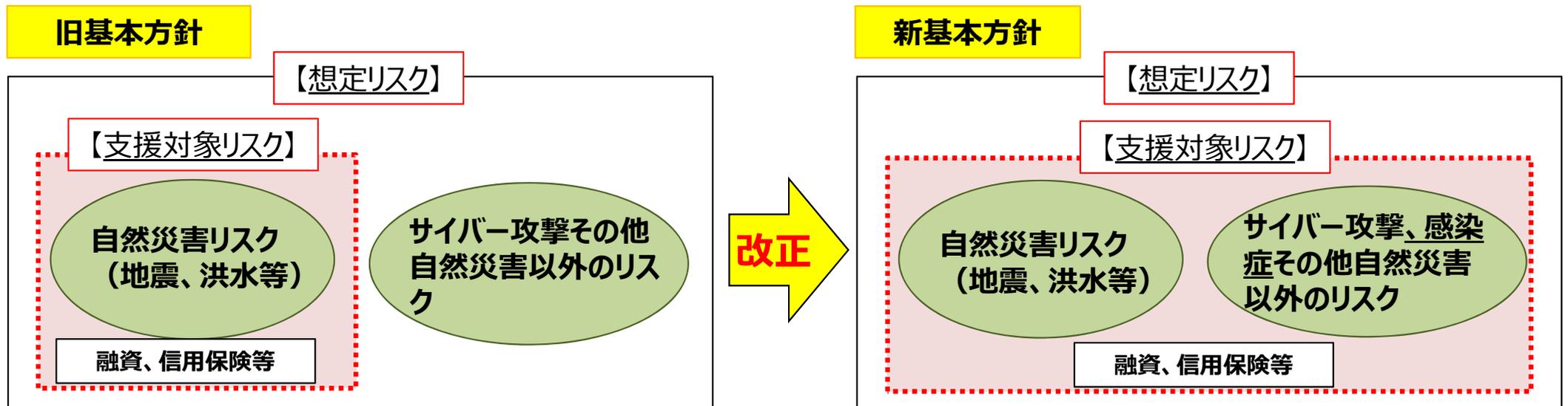


## 2. 商工会・商工会議所による支援体制の強化（小規模事業者支援法の改正）

- 商工会・商工会議所の業務として、災害対策の普及啓発や発災時の対応を明確化（「事業継続力強化支援計画」の策定） ※支援計画は都道府県が認定。

# 基本方針の改正（「感染症等の自然災害以外のリスク」を支援対象に追加）

- 中小企業等経営強化法の改正（2019年7月16日施行）により、中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画（「事業継続力強化計画」）を経済産業大臣が認定する制度がスタート。
- 認定を受けた中小企業は、税制優遇や金融支援、補助金の加点などの支援策が活用できる仕組み。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、中小企業庁では、「感染症リスクに備えるための事業継続力強化計画」に対しても支援措置を講じることができるように、中小企業等経営強化法の「基本方針」を改正（2020年10月1日施行）。



法に紐付く融資、信用保険等の支援措置の適用は、「自然災害リスク」のみに限定

法に紐付く支援措置の適用対象に、感染症等の「自然災害以外のリスク」を追加

# 「事業継続力強化計画」認定制度の概要

- 中小企業が行う防災・減災等の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定。
- 認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加点などの支援策を活用可能。

## 【計画認定のスキーム】

### 中小企業・小規模事業者

連携して計画を実施する場合：  
大企業や経済団体等の連携者

①計画を  
策定し  
申請

②認定

経済産業大臣  
(地方経済産業局)

## 認定対象事業者

- 防災・減災等に取り組む中小企業・小規模事業者

## 事業継続力強化計画の記載項目

- 事業継続力強化に取り組む**目的**
- ハザードマップ等を活用した**自然災害等のリスク**と事業活動への**影響**の想定
- 発災時の**初動対応手順**（安否確認、被害の確認・発信手順等）
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害等から守るための**事前対策**・今後の取組
- **推進体制**（経営層のコミットメント）と、**訓練、教育**等の実施
- （**連携**して取り組む場合）連携体制と取組、取組に向けた関係者の合意

## 認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の**金融支援**
- 防災・減災設備に対する**税制措置**
- **補助金の優先措置**（ものづくり補助金等）
- 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置
- 中小企業庁HP・局HPでの**認定企業の公表**
- 認定企業に活用いただける**ロゴマーク**の付与  
（会社案内や名刺で認定のPRが可能）



北海道内の認定企業数 **589件【うち連携4件】**（全国：20,155件【うち連携100件】）【令和2年12月末現在】

# 「事業継続力強化計画」は、BCPの導入部分に位置づけられるもの

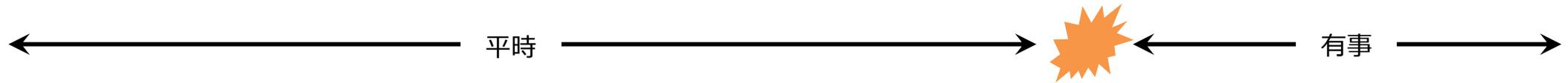
## BCP（事業継続計画）

1. 重要業務と目標復旧時間の決定
2. 事業継続戦略（復旧・代替・お互い様など）
3. 業務復旧・再開対応体制と再開プロセスの明確化
4. 継続的改善プロセスの明確化と訓練計画策定

## 事業継続力強化計画

- ① 事業継続力強化の必要性の認識（目的）
- ② 災害・脅威の認識と想定される被害の把握
- ③ 初動対応の策定
- ④ 事業継続に向けた事前準備（人・モノ・金・情報）
- ⑤ 実効性を高める取組（計画の見直し・訓練等）

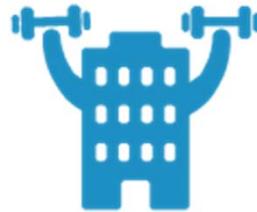
# 「事業継続力強化計画」の策定と実行で強靱な企業経営を目指しましょう



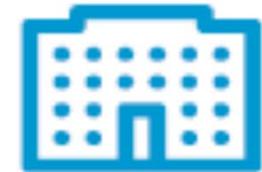
事業継続のため、  
**最低限必要なこと**を洗い出し！



強靱な企業体制を準備！



事業の存続に影響せず！



## 1. 計画の策定

～**事業継続力強化計画**の策定～



リスク認識・被害想定



- ✓ 初動対応の手順
- ✓ 事前対策の内容
- ✓ 推進体制  
(上記の対応・対策の  
実行・見直し・訓練)

## 2. 計画を実行



初動対応手順の  
社員への徹底



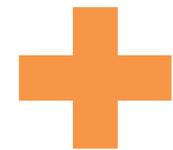
事前対策の実行



上記2つの  
維持・改善

## 3. 災害への対応

初動対応



事前対策

## 本セミナーご出席の皆様へのお願い

**「地域経済に富と雇用をもたらす企業」として、  
自然災害等のリスクにも備えることで、  
事業存続、成長の基盤を確固たるものとしてください。**



**事業継続力強化計画は、その取組の「第一歩」となります！**

### ◆起きてしまった時のことを、「起こる前」に考えてみる

－ 緊急時に、イチから対応を考え実行することはとても難しい

### ◆まずは、「今できること」を考え、始めてみる

－ 会社を守れるのは自分達自身

－ 社員一人一人が、「そのとき私はどう動くか」を問いかけてみる

### ◆BCPは特別な取組ではなく、日々の経営の一環

－ 社員の意識向上、体制整備などを通じて経営強化にもつながる

# 事業継続力強化計画申請書様式 (表紙を除いて4頁)

(別紙)  
事業継続力強化計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 \_\_\_\_\_  
 代表者の役職名及び氏名 \_\_\_\_\_  
 資本金又は出資の額 \_\_\_\_\_ 常時使用する従業員の数 \_\_\_\_\_  
 業種 \_\_\_\_\_  
 法人番号 \_\_\_\_\_ 設立年月日 \_\_\_\_\_

2 事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要	
事業継続力強化に取り組む目的	
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	<p>(人員に関する影響)</p> <p>(建物・設備に関する影響)</p> <p>(資金繰りに関する影響)</p> <p>(情報に関する影響)</p> <p>(その他の影響)</p>

**リスク想定**

人

モノ

カネ

情報

1

3 事業継続力強化の内容

(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1 人命の安全確保			
2 非常時の緊急時体制の構築			
3 被害状況の把握 被害情報の共有			
4 その他の取組			

発災時の対応  
(初動対応)

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

A	自然災害等が発生した場合における人員体制の整備	
B	事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入	対策・取組
C	事業活動を継続するための資金の調達手段の確保	
D	事業活動を継続するための重要情報の保護	

2

# 事業継続力強化計画申請書様式

(3) 事業継続力強化設備等の種類				
(2) の項目	取得年月	設備等の名称/型式	所在地	
1				
2				
3				
設備等の			(千円)	
1				
2				
3				

導入設備の内容  
(モノ)

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）及び消防法（昭和二十三年法律第八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。	

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	
協力する団体一覧	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

3

(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

実効性の確保

4 実施時期  
年 月～ 年 月 ※実施は3年以内

5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達	金額
資金調達の方法 (カネ)			

6 その他

(1) 関係法令の遵守（必須）

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。	

(2) その他事業継続力強化に資する取組（任意）

確認項目	チェック欄
レジリエンス認証制度（※1）に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301 認証（※2）を取得しています。	
中小企業 BCP 策定運用指針に基づき BCP を策定しています。	

(※1) 国土強靱化に貢献する団体を認証する制度  
(※2) 事業継続マネジメントシステム (BCMS) の国際規格

4

○事業継続力強化計画申請書様式

<https://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/kyoujinka.htm>

# 「事業継続力強化計画」の記載項目について

## ＜申請書様式（別紙）のイメージ＞

事業継続力強化計画

- 1 名称等（基本情報）  
.....  
.....
- 2 事業継続力強化の目標  
.....  
.....
- 3 事業継続力強化の内容  
.....  
.....
- 4 実施時期  
.....  
.....
- 5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法  
.....  
.....
- 6 その他  
.....  
.....

■ 自社についての基本情報等を記載します

■ 自社の事業活動と担う役割を記載します  
■ 事業継続力強化の目的を明確にした上で、自社の事業に影響を与える自然災害等を特定し、当該自然災害等が事業活動に与える影響を想定します（ハザードマップ等で確認）  
■ 事業活動に与える影響は、「人」、「モノ」、「金」、「情報」の4つの観点で考えます

■ 上記で設定した「影響の想定」の検討結果を踏まえて、具体的な事業継続力強化の内容を記載します  
■ 具体的に記載するのは、初動対応、事業継続のための事前対策（現状と今後の計画）、実効性確保のための取組です

■ 今回作成する事業継続力強化計画の実施時期（3年以内）を記載します

■ 作成する事業継続力強化計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法を記載します

■ 関係法令への遵守について確認します  
■ その他事業継続力強化について、すでに取り組んでいるものがあれば記載します

# 「事業継続力強化計画」の作成ポイント（事業継続力強化の目標①）

## 【自社の事業活動の概要】

- 自社の業種等に加え、**自らの事業活動が担う役割**について検討して記載します。  
（被災した場合の影響もあわせて記載）  
**※役割の記載がない場合、計画書の不備として認定の対象とならないので注意！**

## 【事業継続力強化に取り組む目的】

- **何を目的に事業継続力の強化を図るのか**を検討して記載します。  
→ 自らの事業活動が担う役割や自社の企業理念・経営方針を踏まえて整理・記載

<p>自社の事業活動の概要</p>	<p>【記載例1】 当社は、〇〇を用途とする部品△△を主力製品として製造する企業である。△△は多くの方が使用する□□の製造に不可欠であるが、△△の製造を担う企業は当社を含め国内では●社程度であることから、当社が被災後に早期復旧できない場合、□□の製造に携わる取引先をはじめ、□□を利用する多くの方に影響を生じさせてしまう。</p> <p>【記載例2】 当社は、生鮮食品や日用品など数多くの商品を扱うスーパー〇店を△町にて展開している。当社顧客は一般客や地域の飲食店等であり、当社はこうした顧客の日常生活に欠かせない存在となっている。このため、当社が被災後に早期復旧できない場合、地域住民の生活に支障が生じるおそれがある。</p>
<p>事業継続力強化に取り組む目的</p>	<p>【一例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人命（従業員・顧客）を守り、地域社会の安全に貢献する。</li> <li>・自社の経営を維持するとともに、取引先への影響を軽減する。</li> <li>・供給責任を果たし、顧客からの信用を守る。</li> <li>・従業員の雇用を守り、地域の活力を支える。</li> <li>・サプライチェーン全体への影響を軽減させる。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

# 「事業継続力強化計画」の作成ポイント（事業継続力強化の目標②）

## 【事業活動に影響を与える自然災害等の想定】

- 自社の拠点のうち、事業活動を継続するにあたって必要な拠点に関して、**事業活動に影響を与える自然災害等を1つ以上想定**して記載します。

～想定する際の考え方～

企業が影響を受ける自然災害等には、地震・水害・感染症など様々あり、こうした事態により、工場が活動停止となったり、店舗が壊れて商品を提供できなくなったりする場合があります。

そのため、**自然災害等が発生した場合の「自社が受ける影響」のイメージ**を持つことが重要です。

事業活動に影響を与える自然災害等の想定	<p>【記載例】 当社の事業拠点は、北海道〇〇市にあり、以下の自然災害等が予想される。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率はXX%（J-SHIS地図参照）。</li><li>・水災が発生した場合、50～100cmの浸水のおそれ（〇〇市ハザードマップ参照）。</li><li>・〇〇市における新型コロナウイルスの感染はここ数か月確認されていないが、北海道内全体の感染者数が増加傾向にあることを踏まえると、予断を許さない状況（△月□日付け北海道公表情報参照）。</li></ul> <p>また、例年、年に数回、台風が通過していることから、風害や豪雨による被害も想定される。</p>
---------------------	--

～自社の拠点はどのような災害に見舞われる可能性があるのか、「ハザードマップ」等をもとに考えましょう～

＜ハザードマップの入手方法（一例）＞

- ・ 自社の拠点がある自治体HP
- ・ J-SHIS（地震ハザードステーション） <http://www.j-shis.bosai.go.jp/map/>
- ・ 国土交通省「川の防災情報」 <https://www.river.go.jp/portal/#81> など

# 「事業継続力強化計画」の作成ポイント (事業継続力強化の目標③、事業継続力強化の内容)

## 【自然災害等の発生が事業活動に与える影響】

- 想定する自然災害等が、自社にとってどのような影響を及ぼすのかを**4つの経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報）**から検討・記載します。また、「その他」として、インフラによる影響、風評被害における影響、取引先の被災による影響などを考えるのも重要です。

⇒検討した4つの項目に対する**事前対策の取組案を検討し**、申請書の項目【3. (2) 事業継続力強化に資する対策及び取組】に、「現在の取組状況」と「今後の計画」を記載します。



想定される影響	<b>ヒト（人員）</b>	<b>モノ（建物・設備・在庫等）</b>	<b>カネ（資金繰り）</b>	<b>情報（顧客データ等）</b>
	重要な工程を担う従業員が感染症を発症して長期離脱となり、取引先への納期に間に合わない！	大雨で浸水し、倉庫にあった在庫が全て販売不可になってしまった！	保険に入っていなかったため、設備の復旧に必要な資金の目途が立たない！	データのバックアップを保存しておらず、重要なデータを全て喪失してしまった！
事前対策の取組案※	・社員の多能工化を進めつつ、自社工場間における人員融通のための体制を整備する。	・水害に備え、倉庫入口に止水板を設置する。 ・敷地外周の排水溝の径を拡大する。	・現在加入している火災保険に水災補償特約を加え、保険の対象範囲を拡大する。	・顧客名簿や帳簿等の重要なデータをクラウド上のサーバーに保管する。

※「3 (2)」欄におけるA～D【経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報）】について、必ずしも全て記載する必要はなく、重大な影響を与える可能性が高い経営資源について記載してください。（複数記載を推奨）

# 「事業継続力強化計画」の作成ポイント（設備導入、平時の推進体制整備等）

## 【3.（3）事業継続力強化設備等の種類】

- **税制優遇**を受けたい場合、導入する設備について記載します。
- 対象設備については、「**（参考）中小企業防災・減災投資促進税制**」（後掲）を参照。  
※「設備等の種類」欄については、事前に税理士等の判断を受けてから記載すること。  
※なお、税制優遇を活用しない場合は、本欄への記載不要。

## 【3.（5）平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施等実効性を確保するための取組】

- **以下の3点**について、実施内容を考えて**必ず記載**してください。
  - ◆ 平時の取組推進について、**経営層の指揮のもと**実施する体制を整える。
  - ◆ 年1回以上、**訓練や教育を実施**する体制を整える。
  - ◆ 年1回以上、事業継続に向け**本計画の取組内容の見直し**を実施する。

**重要項目！**

## 【5.事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法】

- 設備導入のための税制優遇や金融支援を受けたい場合は、**必ず記載**してください。  
※税制優遇を活用して設備導入する場合や日本政策金融公庫の低利融資を活用する場合は、「3（2）事業継続力強化に資する対策及び取組-B」欄に関連事項の記載必須。

# (参考) 中小企業防災・減災投資促進税制

- 認定を受けた「事業継続力強化計画（または連携事業継続力強化計画）」に従って行われた一定の設備投資について、取得価額の20%の特別償却が適用できる制度。

※以下は現行制度の概要

※「令和3年度税制改正の大綱」（令和2年12月21日閣議決定）を踏まえ、適用期限の延長等に向けた関連法令の改正を予定

## 【税制の概要】

- **適用対象者**：青色申告書を提出する中小企業者等（※）で、事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を受けたもの。

（※）資本金又は出資金の額が1億円以下の法人、常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主 など

- **支援措置**：特別償却20%
- **適用期限**：令和3年（2021年）3月31日まで

- **対象設備**：

- － 機械及び装置（100万円以上）：自家発電設備、排水ポンプ 等
- － 器具及び備品（30万円以上）：全ての設備
- － 建物附属設備（60万円以上）：止水板、防火シャッター、排煙設備 等

※本税制を使用するためには、申請書様式の項目、「3（2）B」、「3（3）」、「5」に設備を導入する目的等を記載することが必要です。



## 【想定される投資事例】

- 豪雨時の浸水等に備え、止水板、排水ポンプなどの設備を準備
- 災害時もサーバーが最低限稼働できるよう、制震ラック、非常用発電機を導入

# (事業継続力強化計画の提出・問い合わせ先)

- 事業継続力強化計画の様式及び作成の手引き等は、下記HPで公表。
- 事業継続力強化計画は、事業者の所在地を管轄する各地方経済産業局等で受付。

## <計画申請様式、作成の手引き等の入手先>

- ・中小企業庁 - 事業継続力強化計画HP :

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

- ・北海道経済産業局 - 中小企業強靱化法（事業継続力強化計画）HP :

<https://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/kyoujinka.htm>

## <申請書提出先>

経済産業省 北海道経済産業局	産業部 中小企業課	TEL : 011-709-1783	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
-------------------	-----------	-----------------------	---------------------------------------

**※ 申請書の受付、認定手続きは随時行っています。**  
**まずは北海道経済産業局までご相談ください。**

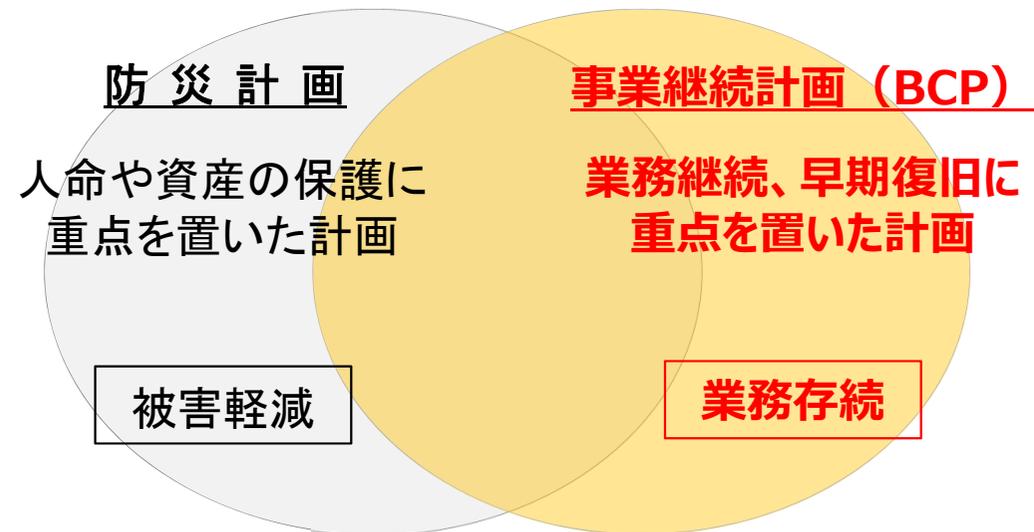


手引きには**感染症対策の記載**も  
ございます。

# BCP（事業継続計画）とは

- 大規模災害等が発生して**企業の事業活動が停止**した場合、その影響は個々の企業のみならず、**取引先や地域経済・社会に多大な影響**を与えることとなります。
- 緊急事態への備えとして、**BCP（Business Continuity Plan※：事業継続計画）**を策定しておくことが重要です。

※BCPとは、自然災害などの緊急事態に遭遇した場合、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続や早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき対策や緊急時における対応手順等を定め、文書化したもの。



企業はBCPを策定



BCPを  
公表  
し、PR

企業は取引増加、事業拡大



## (キーワード) 平時から経営に活かせるBCP

### ■ 役立つBCP

- ・従業員の多能工化を進めることで、業務を効率化
- ・代替調達先を新たに確保し、調達コストを低減 など

### ■ 誇れるBCP

- ・BCPを実践する企業として、ホームページやマスコミ等を通じてPR

### ■ 儲かるBCP

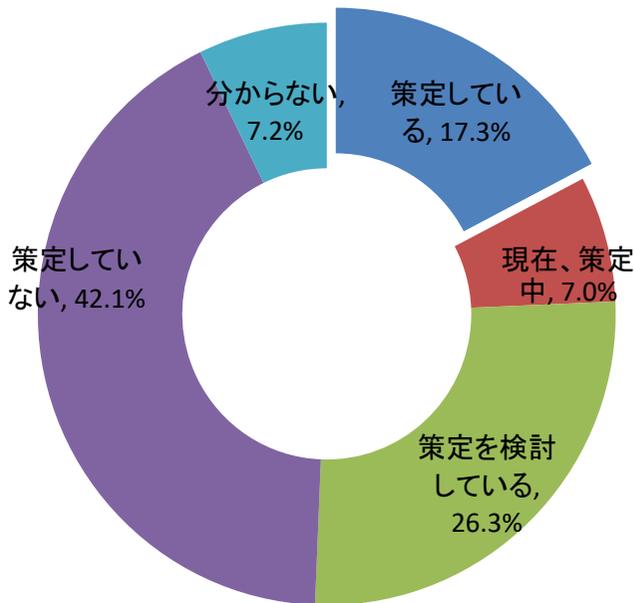
- ・供給責任が果たせる企業として、新規取引を開拓

# BCPの策定状況

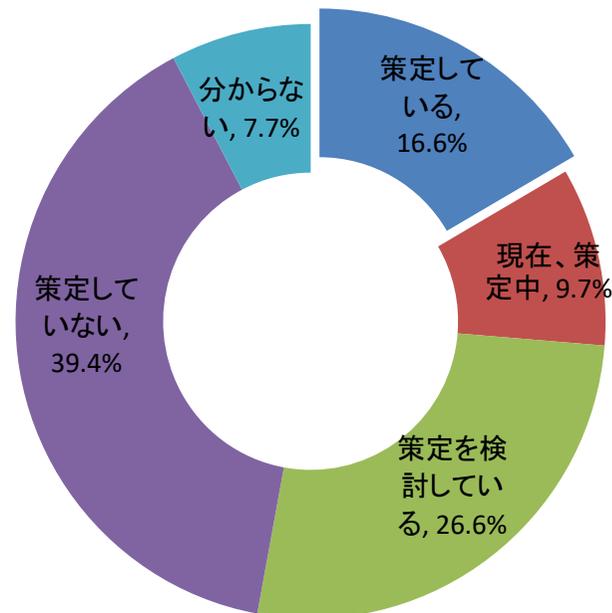
- 北海道内でBCPを策定している企業は17.3%にとどまり、「現在策定中」、「策定を検討している」を合わせても、約半数（50.7%）となっています。
- 事業継続が困難になると予想しているリスクは、自然災害（70.2%）がトップ、次いで、感染症（69.5%）が前年の20.6%から大きく増加し、第2位となっています。
- BCPを策定していない理由としては、「策定に必要なスキル・ノウハウがない」（38.2%）、「策定する人材を確保できない」（26.7%）等が挙がっています。

事業継続計画(BCP)の策定状況

北海道

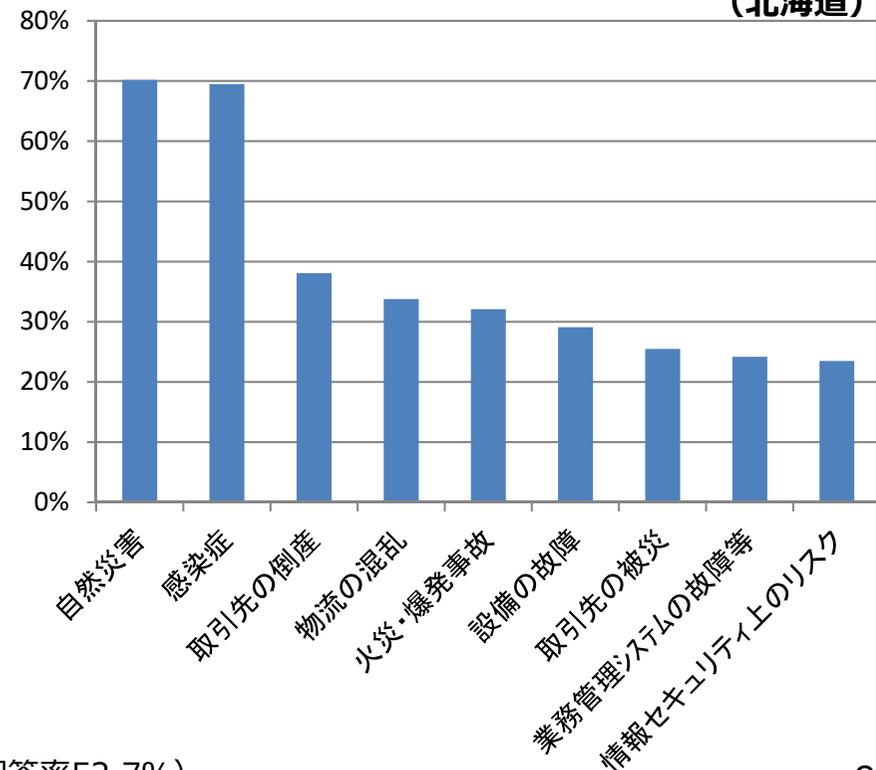


全国



事業の継続が困難になると予想しているリスク

(北海道)



(株)帝国データバンク「事業継続計画(BCP)に対する道内企業の意識調査(2020年)」

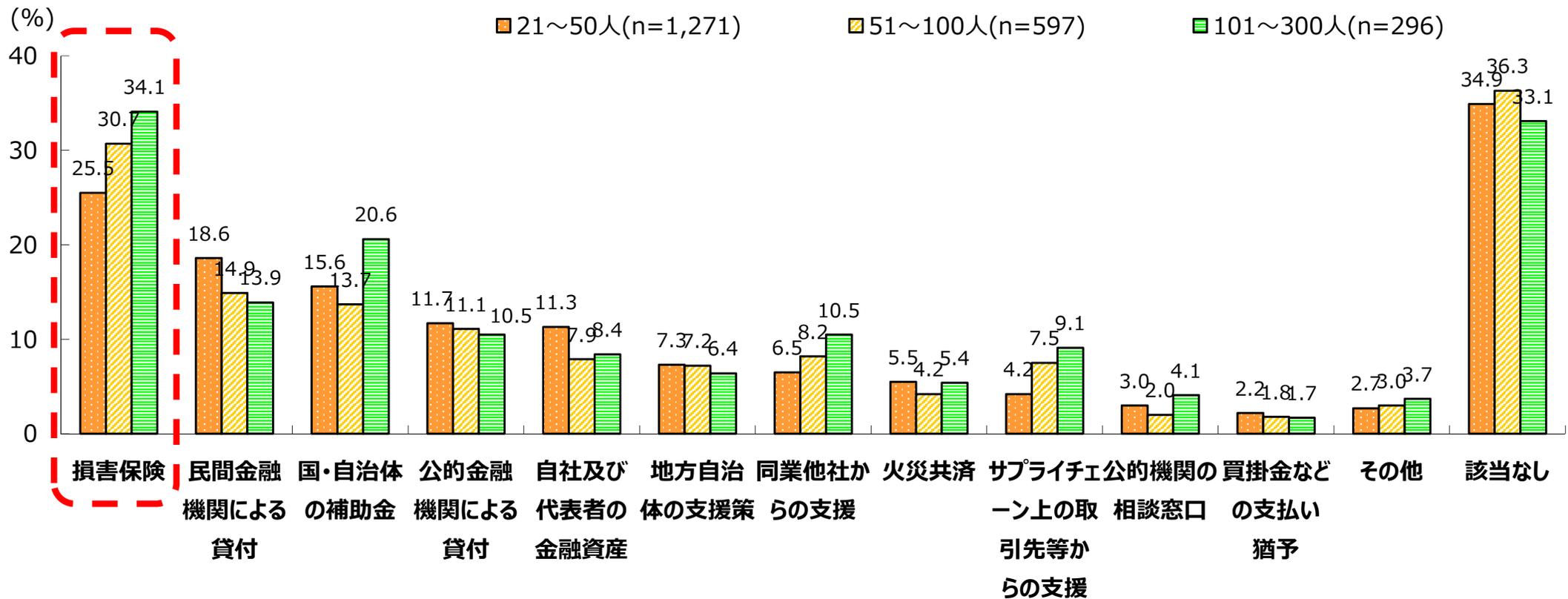
調査期間は2020年5月18日～31日、調査対象は道内1,130社、有効回答企業数は596社(回答率52.7%)

# 中小企業における損害保険等の有効性について

～ 本セミナーの次のテーマで詳しく ～

- 被災した中小企業が復興する際に活用した支援策等において、「損害保険」が最も多く、損害保険等を活用したリスクファイナンス対策の促進が重要。

【従業員規模別に見た、過去の自然災害の被災時において、復興する際に活用したもの】



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「中小企業の災害対応に関する調査」(2018年12月)

(注)1.複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

2.過去の被災により、事業上の損害を受けた経験がある者の回答を集計している。

(出典) 2019年版「中小企業白書」

# ～ ご清聴ありがとうございました ～

経済産業省  
北海道経済産業局  
Hokkaido Bureau of Economy, Trade and Industry

北海道経済産業局では、北海道の産業の発展、環境・エネルギー問題、消費者利益の増進などに取り組んでいます。

検索

サイトマップ | メールマガジン | リンクについて | BSS

公募情報

経済動向・統計

イベント情報

刊行物・報告書

各種相談窓口

組織案内・アクセス

ご利用目的別Index

施策テーマ別Index

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

中小企業BCP  
事業継続計画

生産性向上特別措置法  
(先端設備等導入計画)

企業単位の規制改革

みんなで育てる  
再生可能  
エネルギー  
再生エネルギーの固定価格買取制度

省エネ法関係情報

こそ省エネ

北海道知的財産戦略本部

RESAS  
地域経済分析システム

中小企業等経営強化法

トピックス

中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューブック

中小企業強靱化法 (事業継続力強化計画)

地域未来投資促進法

新着情報

令和2年度地域ブランド創出支援事業の支援団体を募集します～地域ブランド化を目指す団体を支援～ (20/10/08)

ベンチャー型事業承継トークセッションをオンラインで開催します～集まれ、北のアツギたち～ (20/10/07)

Go To商店街事業の募集開始及び説明会を開催します (20/10/07)

《更新》北海道における石油製品情報 (価格・需給) (20/10/07 update)

《更新》中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック～2019年度補正予算・2020年度当初予算・税制～ (20/10/07 update)

経済産業省北海道経済産業局  
産業部 中小企業課 高橋 俊弘

電話 011-709-1783  
FAX 011-709-2566  
E-mail hokkaido-keizokuryoku@meti.go.jp